平成２７年（フ）第９００４号
東京都練馬区羽沢１丁目20―２　ハイツアケボノＢ101
債務者　中畑　　敦
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９００５号
東京都練馬区谷原６丁目１―17―211
債務者　前川　　力
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９００６号
東京都板橋区赤塚１丁目29―17　シャトー・ブラン１Ｆ
債務者　佐伯　直哉
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９００９号
東京都墨田区両国３丁目25―８
債務者　松山　博信
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０１１号
東京都品川区大井２丁目１―27　パラシオン２　201
債務者　中野　和代
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０１７号
千葉県市川市福栄４丁目８―３―105
債務者　小林　秀二
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０２２号
東京都北区東十条６丁目５―19―202
債務者　堀　　泰威
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０２６号
東京都足立区千住桜木２丁目15―２―512
債務者　横山　智子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０２８号
東京都大田区大森西１丁目５―２―303
債務者　内木　　翔
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０２９号
東京都八王子市左入町414―１
債務者　中倉　勇人
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０３１号
東京都練馬区北町５丁目11―14―403
債務者　菊地　　伸
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０３２号
東京都練馬区大泉学園町３丁目３―28―202
債務者　井上　浩孝
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０３３号
東京都板橋区中台１丁目21―５―401
債務者　佐藤　知子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０３８号
東京都江東区東雲１丁目７―８―503
債務者　工藤　麻椰
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０４０号
東京都昭島市拝島町２丁目19―９　インビック拝島Ⅱ103
債務者　中島　　舞
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０４１号
東京都港区三田３丁目２―１―902
債務者　亀岡　吉人
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部